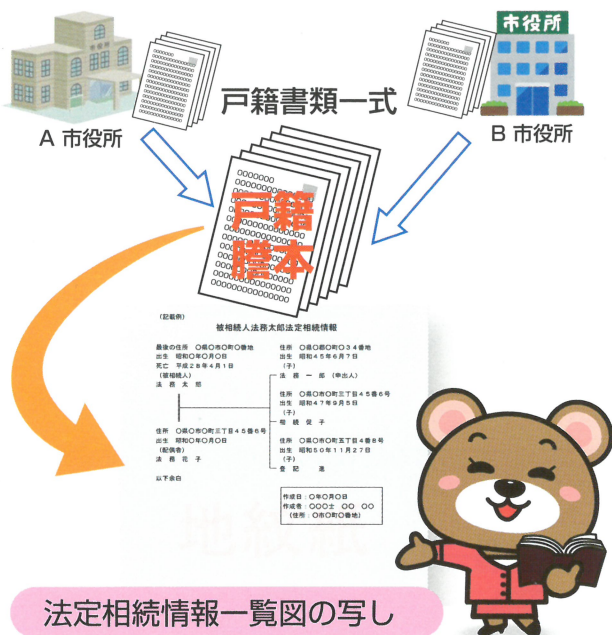


平成29年5月29日より 法定相続情報証明制度が はじまりました。



これまででは、相続人の特定のため各種相続
 手続きごとにその都度たくさんの戸籍謄本や
 除籍謄本などを提出していたものが、この
 制度を利用し、法務局から無料で交付され
 る法定相続情報一覧図の写しを使用するこ
 とにより、再提出しなくてもよくなります
 ので、手間や煩雑さを解消することができ
 ます。

▼司法書士に依頼することができます。

法定相続情報証明制度利用に必要な手続は、
 私たち**司法書士**にお任せ下さい。

司法書士は相続の登記手続などのお手伝いを
 する身近な暮らしの法律家(国家資格者)です。
 お近くの司法書士にご相談ください。

▼お近くの司法書士にご相談ください。

お近くの司法書士がわからない場合は
 三重県司法書士会にお電話いただくか、
 ホームページからも探すことができます。
 また、無料相談のご案内もしておりますので
 お気軽にお問い合わせください。

いつもの暮らしを守りたい。
 あなたを私たち司法書士がサポートします。

三重県司法書士会

Mieken Shiho-Shoshi Lawyer's Association

〒514-0036 三重県津市丸之内養正町17番17号
 TEL 059-224-5171 FAX 059-224-5058



お気軽にご相談下さい。予約専用 059-221-5553 (平日午前9時~午後5時)

<http://mie-shihou.jp/>

三重県司法書士会

検索

平成29年5月29日より

法定相続 情報証明制度 はじまりました

「相続手続を簡便化することができます」



三重県司法書士会

Mieken Shiho-Shoshi Lawyer's Association



みーぼちゃん

相続の手続きって面倒じゃないか
何から手を付けていいのかわからないよ……

法定相続情報証明制度を利用することにより、相続手続きがこのように変わります。

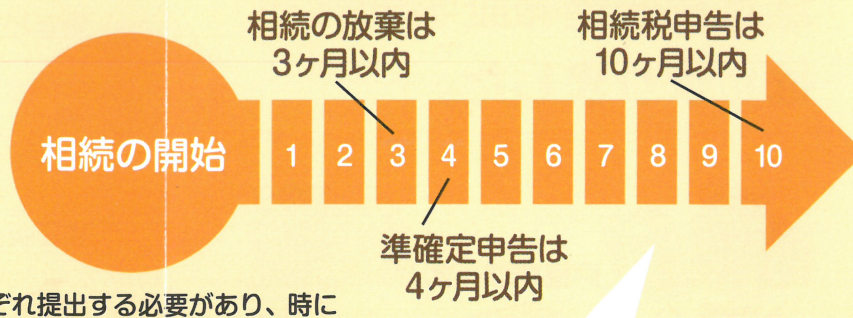
相続が開始すると、土地建物の名義変更、預貯金の名義変更、解約、払い戻しなど各機関において相続手続きが必要になります。

↓
相続手続きにおいて必要となる書類は、各機関において異なりますが、共通していることは相続人が誰であるかについて（相続人の特定について）の書類を集めることです。

↓
相続人の特定には、亡くなられた方の戸籍書類一式を出生まで遡って揃えることが必要です。

↓
これまでは、戸籍書類一式を各機関においてそれぞれ提出する必要があり、時には相続人の特定に時間がかかったり、また、同時に手続きをしようとする場合には、同じ戸籍を複数用意しなければならず、取得費用がかかるため、結果的に同時に手続きをすることをあきらめ、手続きの終了に多くの時間を費やすこともありました。

↓
法定相続情報証明制度を利用し、法務局から無料で交付される法定相続情報一覧図の写しを使用することにより、再提出しなくてもよくなり、また手続きを同時に進めることも可能になりますので、手間や煩雑さを解消することができます。



- 他にも
- 預貯金の名義変更、解約、払い戻し
 - 生命保険金の請求
 - 土地建物の名義変更
 - 自動車の名義変更 など様々…

法定相続情報証明制度を利用すれば、こんなお悩みも解消するかもしれません。

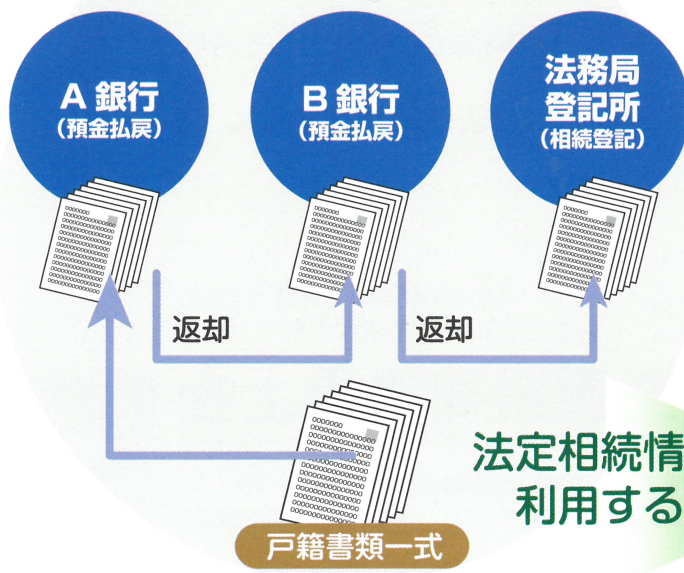


みっしーくん

相続をするのに、銀行から戸籍書類一式を集めてくれと言われてんだけど……

従来

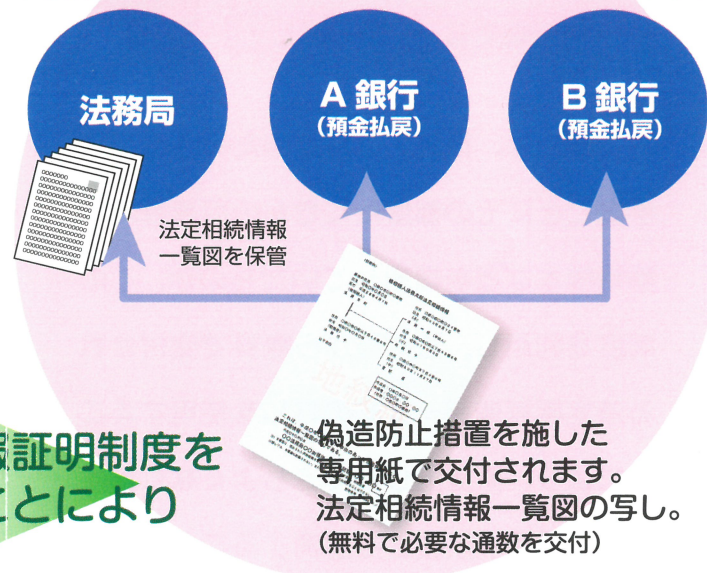
今までは戸籍の束をそれぞれ提出して煩雑でした。



それぞれが個別に審査し時間がかかり、何通も同じ戸籍を取得していたためお金もかかる。

新制度

法定相続情報一覧図の写しの交付を受ければ済みます。



法務局が発行する法定相続情報一覧図の写しを各種相続手続きに利用でき、戸籍書類一式は法務局から返却してもらえます。

法定相続情報証明制度を利用することにより